岡崎市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、多くの市民が参加するイベント等において、その参加者等が突然の心停止状態に陥った際に、自動体外式除細動器(以下「ＡＥＤ」という。）を救命活動に使用し、救命効果を向上させることを目的とするために、主催者等へのＡＥＤの貸出しについて必要な事項を定める。

（貸出しの対象）

第２条　ＡＥＤは、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。ただし、いずれの場合においても、利用場所は原則として岡崎市内とする。

（１）　市等が主催（共催を含む）する催事又は行事等

（２）　市等が後援する催事又は行事等

（３）　市民が 10 名以上集まり、かつ営利を目的としない催事又は行事等

（４）　その他、市長が認めた場合

(貸出しの条件)

第３条　原則として心肺蘇生法についての知識を持つ者（普通救命講習等を受講した者又は医師・保健師・看護師・救急救命士等の医療資格者）を１名以上、その会場等に配置すること。

(貸出しの予約受付)

第４条　ＡＥＤの貸出予約については、その貸出しを受けようとする日の２ヵ月前から電話等により受け付けるものとする。ただし、市等が主催（共催を含む）する催事又は行事等においては、この予約受付期間によらず予約を受け付けることができる。

(貸出しの申請)

第５条　ＡＥＤの貸出しを受けようとする者は、その貸出しを受けようとする日の前日までに、借用申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの期間)

第６条　ＡＥＤの貸出期間は、１回の申請につき７日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長することができる。

なお、貸出期間の算定においては、閉庁日を含む。

(貸出しの場所)

第７条　ＡＥＤの貸出し及び返却を行う場所は保健政策課とする。

（貸出しの決定）

第８条　市長は、第５条に規定する借用申請書が提出された場合は、これを審査し、貸出承諾（不承諾）通知書（様式第２号）により、当該申請者に貸出しの可否を通知する。

（費用の負担）

第９条　ＡＥＤの貸出しは、無償とする。

２　貸出期間中におけるＡＥＤの運搬及び維持管理に要する経費は、ＡＥＤを借受けた

者の負担とする。ただし、貸出期間中、救命活動に使用した電極パッドその他ＡＥＤに付属する消耗品に係る経費は、本市の負担とする。

（借受けた者の責務）

第10条　ＡＥＤを借受けた者は、次に掲げる要件を遵守しなければならない。

（１）　ＡＥＤの亡失及び損傷を防ぐため、適切な管理を行うこと。

（２）　ＡＥＤは取扱説明書によって適切に使用すること。

（３）　ＡＥＤを目的外に使用しないこと。

（４）　ＡＥＤを処分、転貸又は譲渡しないこと。

２　ＡＥＤを借受けた者は、ＡＥＤを返却するとき、返却報告書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

３　ＡＥＤを借受けた者は、ＡＥＤ（付属品を含む。）を亡失し、又は損傷したときは、直ちに亡失・損傷報告書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第11条　ＡＥＤを借受けた者は、故意又は重大な過失によりＡＥＤ（付属品を含む。）を亡失し、又は損傷させたと市長が認めるときは、現品、又は市長が相当と認める金額により賠償するものとする。

（返還）

第12条　市長は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、借受けた者からＡＥＤを返還させることができる。

（１）　借受けた者がＡＥＤを使用しなくなったとき。

（２）　市長が必要と認めたとき。

附　則

この要綱は、平成19年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年８月24日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年６月14日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）借用申請書

令和　　年　　月　　日

岡崎市長

（申請者）　団 体 名
代表者名

岡崎市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱に基づき、次のとおりＡＥＤの借用について申請します。

催事又は行事等の名称	
開催日時	令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分から 令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分まで
開催場所	住所：岡崎市
貸出希望の台数	１台　　・　　２台
参加予定人数	人
ＡＥＤ配置場所	
担当者名等	担当者名： 住　　所：〒　　－ 電話番号：　　－　　－
資格者（医師等の医療資格者・救命講習等受講修了者）	資格：　医師　・　保健師　・　看護師　・　救急救命士 救命講習等受講修了者（受講年月日：　　年　　月　　日） 氏名：
借用・返却場所	保健政策課(岡崎げんき館２階)
借用希望日	令和　　年　　月　　日
返却予定日	令和　　年　　月　　日　　（借用日より７日以内）
備考	

添付資料：当該催事又は行事等の概要が分かる資料（チラシなど）があれば添付してください。

様式第２号（第８条関係）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出承諾（不承諾）通知書

令和　　年　　月　　日

様

岡崎市長

令和　　年　　月　　日付けで提出のありました自動体外式除細動器（ＡＥＤ）借用申請書に基づき、ＡＥＤの貸出について、次のとおり承諾（不承諾）します。

貸出機器	製造番号：
	製造番号：
貸出期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
遵守事項	１　ＡＥＤの亡失及び損傷を防ぐため、適切な管理を行うこと。 ２　ＡＥＤは取扱説明書によって適切に使用すること。 ３　ＡＥＤを目的外に使用しないこと。 ４　ＡＥＤを処分、転貸又は譲渡しないこと。
備考（不承諾の場合はその理由）	

※　ＡＥＤの貸出時に本通知書を確認いたしますので、忘れずに持参してください。

様式第３号（第 10 条関係）

令和　　年　　月　　日

岡崎市長

（申請者）　団 体 名
代表者名

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）返却報告書

以下のとおりＡＥＤを返却いたします。

ＡＥＤ使用の有無	有　・　無 （有の場合） 使用日時：令和　　年　　月　　日　　時　　分 対象者性別：男 ・ 女 対象者年齢：　　歳
ＡＥＤ破損等の有無	有　・　無
AED 借用期間	令和　　年　　月　　日（借用日）～令和　　年　　月　　日（返却日）

保健政策課	貸出時確認	返却時確認
台数	台	台
ランプ（※１）		
付属品（※２）		
外観（※３）		
確認担当者		
確認日	／	／

※１　本体右上の使用可能ランプが緑色に点灯していれば正常（裏面参照）
※２　付属品（取扱説明書、電極パッド２組、タオル、グローブ、ハサミ、剃刀、マウスピース）が揃っているか（裏面参照）
※３　大きな傷、汚れがないか確認（ある場合は、併せて様式４号 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）亡失・損傷報告書を提出すること）
※４　確認は貸出者と借受者の双方の立会いの下行うこと
※５　貸出時にＡＥＤ貸出承諾通知書で本人確認を行うこと

様式第３号（裏面）

※１
使用可能ランプが緑色に点灯していれば正常

※２
付属品（取扱説明書、電極パッド２組、タオル、グローブ、ハサミ、剃刀、マウスピース）が揃っている

電極パッドは１組が既にＡＥＤに接続されていること、もう１組は予備として収納されていること

様式第４号（第 10 条関係）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）亡失・損傷報告書

令和　　年　　月　　日

岡崎市長

（報告者）　団 体 名
代表者名

以下のとおりＡＥＤの亡失・損傷について報告いたします。

催事又は行事等の名称	
亡失又は損傷したＡＥＤ	製造番号：
発生日時	令和　　年　　月　　日　　時頃
発生場所	住所：
発生原因	
亡失又は損傷に至った経緯	
備考	